



2018年10月9日

各 位

会社名 ビート・ホールディングス・リミテッド
(URL: www.beatholdings.com)
代表者名 最高経営責任者 (CEO)
レン・イー・ハン
(東証第二部 コード番号: 9399)
連絡先 経営企画室マネージャー
高山 雄太
(電話: 03-4570-0741)

**第三者割当による2種類の修正条項付新株予約権の発行
並びにコミットメント条項付買取契約締結に関するお知らせ**

当社の2018年10月5日付プレス・リリース「臨時株主総会の決議事項について」にて開示したとおり、2018年10月5日開催の当社臨時株主総会（以下「臨時株主総会」といいます。）において「第3号議案：Macquarieとの覚書に基づくMacquarieに対する第三者割当による新株予約権発行の取締役会への授権の提案の件」が承認されました。本日、当社の取締役会は、当該第3号議案にかかるマッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）によるシリーズ1行使価額修正条項付新株予約権（以下「シリーズ1新株予約権」といいます。）及びシリーズ2行使価額修正条項付新株予約権（以下、「シリーズ2新株予約権」といい、シリーズ1新株予約権と併せて「本新株予約権」といいます。）の発行、並びにコミットメント条項付買取契約（以下「本件買取契約」といいます。）の締結を決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割当日	2018年10月10日
(2) 発行新株予約権数	合計13,000,000個（本新株予約権1個につき1株） 【内訳】 シリーズ1新株予約権：6,500,000個（シリーズ1新株予約権1個につき1株） シリーズ2新株予約権：6,500,000個（シリーズ2新株予約権1個につき1株）
(3) 発行価額	合計26,000千円 【内訳】 シリーズ1新株予約権1個当たり3円（総額19,500千円） シリーズ2新株予約権1個当たり1円（総額6,500千円）



<p>(4) 当該発行による潜在株式数</p>	<p>合計：13,000,000 株（現在の発行済普通株式総数に対する割合：48.78%）</p> <p>【内訳】</p> <p>シリーズ1 新株予約権：6,500,000 株（現在の発行済普通株式総数に対する割合：24.39%）</p> <p>シリーズ2 新株予約権：6,500,000 株（現在の発行済普通株式総数に対する割合：24.39%）</p> <p>なお、株価の変動により行使価額が修正された場合でも、本新株予約権にかかる潜在株式数は原則として13,000,000 株（シリーズ1 新株予約権につき6,500,000 株及びシリーズ2 新株予約権につき6,500,000 株）で一定ですが、当社が時価以下で株式を発行することにより行使価額が調整される場合や株式分割を行うことにより行使価額が調整される場合その他の発行要項に定める事象が発生した場合には潜在株式数が調整される場合があります。</p>
<p>(5) 資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）</p>	<p>合計 2,434,854 千円（差引手取概算額）</p> <p>【内訳】</p> <p>シリーズ1 新株予約権：1,223,927 千円（差引手取概算額）</p> <p>シリーズ2 新株予約権：1,210,927 千円（差引手取概算額）</p> <p>資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される価額（当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合）を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた理論上の金額です。行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、資金調達の額は増加又は減少することとなります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、資金調達の額は減少します。</p>
<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>【1】シリーズ1 新株予約権</p> <p>行使価額及び修正条件：</p> <p>①当初行使価額（決議日の直前取引日の株価の終値）：187 円</p> <p>②行使価額は、シリーズ1 新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されず（端数が生じた場合、当該行使価額の切上げ又は切下げはありません。当該行使価額に新株予約権の行使数を乗じた後に1 円未満を切上げます。）。但し、行使価額は当初行使価額の50%に相当する額である94 円が下限額となっており、同額より低くなる場合には同額が行使価額となります。なお、行使価額に上限はありません。また、当社が時価以下で新株式を発行する場合や、株式分割を行うことにより行使価額が調整される場合等に発行要項に従い行使価額が修正される場合があります。</p> <p>（2018 年 10 月 5 日現在の株価を踏まえた）行使の際の払込価額：1,215.5 百万円</p>



	<p>【2】シリーズ2新株予約権 行使価額及び修正条件：</p> <p>①シリーズ2新株予約権は、シリーズ1新株予約権が全てが行使され、当社により取得され、あるいは、その他の理由で存在しなくなった日（以下「シリーズ1新株予約権全部完了日」という。）以後で行使可能となります。</p> <p>②当初行使価額（決議日の直前取引日の株価の終値）：187円。行使価額はシリーズ1新株予約権全部完了日に同日の終値に変更され、下記③で記載する修正がされない限り、同額で固定されます。</p> <p>③また、当社の取締役会が決議し保有者に通知した場合、当該通知日から3取引日目（同日を含む。）以降、行使価額は、シリーズ2新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されます（端数が生じた場合、当該行使価額の切上げ又は切下げはありません。当該行使価額に新株予約権の行使数を乗じた後に1円未満を切上げます。）。</p> <p>④但し、②及び③の行使価額に関しては当初行使価額の50%に相当する額である94円が下限額（以下、シリーズ1新株予約権の下限額と共に「下限行使価額」といいます。）となっており、同額より低くなる場合には同額が行使価額となります。なお、行使価額に上限はありません。また、当社が時価以下で新株式を発行する場合や、株式分割を行うことにより行使価額が調整される場合等に発行要項に従い行使価額が修正される場合があります。</p> <p>（2018年10月5日現在の株価を踏まえた）行使の際の払込価額：1,215.5百万円</p>
<p>(7) 募集又は割当方法</p>	<p>第三者割当の方法により、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当予定先」といいます。）に割り当てます。</p>
<p>(8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容</p>	<p>当社は、割当予定先との間で、コミットメント条項付買取契約を締結することを決議しました。当該買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められ、本新株予約権を譲渡した場合、割当予定先は当該買取契約及び本新株予約権に基づく一切の債務から免責され、割当予定先からの譲受人がコミットメント条項及び制限超過行使にかかる義務を含む当該買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継することとなります。</p> <p>当社と割当予定先は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項まで、及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じます。</p>



	<p>具体的には、</p> <p>①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、</p> <p>②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、</p> <p>③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、</p> <p>④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、</p> <p>⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、</p> <p>⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等について、コミットメント条項付買取契約で合意します。</p>
(9) 買戻し	<p>当社は、取締役会決議により本新株予約権につき、いつでも、3 取引日前に通知することにより、その発行価額を支払うことで買戻す権利（以下「コールオプション」といいます。）を有します。</p>
(10) その他	-

2. 募集の目的及び理由

(1) 暗号メッセージ及び財布機能と健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発

当社は、株主の皆様のために企業価値を増大し、今後の 10 年における成長を確実なものとするために、以下に述べるように当社グループの有する特許や既存事業からのデータやノウハウを利用して、(i) **Crypto Messenger & Wallet**（以下「暗号メッセージ及び財布機能」といいます。）、及び、(ii) 健康医療分野でのエコシステム¹の運営を可能にするブロックチェーン技術を利用したソフトウェア（以下「健康医療分野エコシステム運営ソフトウェア」（これまでの当社のプレスリリースでは「ユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステム」と定義していたものです。）といいます。）を開発し、これら 2 つのサービスを当社グループの今後の中核事業として位置付け、当社の事業及び収益の拡大を目指す所存です。これらは、以下で述べるように、当社グループの有する特許や既存事業からのデータにブロックチェーン技術を応用することで、これまでの当社の事業におけるサービスの強化・拡大にとどまらず、他者によるイニシャル・コイン・オフリング（以下「ICO」といいます。）等で利用が見込まれるエコシステムの開発・設計及び当該エコシステムの中での仮想通貨・トークン・データ等の各種取引やその運営に利用される新しいサービスを目指すものです。

¹ エコシステムとは、ユーザーや参加企業等の様々な参加者が相互にデータや製品等をシェア・交換等することで相互に依存関係を有する一定の経済圏を意味しております。例えば、仮想通貨あるいはトークンを保有するユーザー（個人等）がそれらのトークン等を使用・利用し、また、ユーザーが提供するデータ等を記録する場としてのコミュニティーが存在することが重要になります。こうしたトークンを利用する場としてのコミュニティーにはその他ユーザーからのデータ等を利用したサービス・商品提供を行うサポーター（企業等）も参加しこれら関係者の間でいわば 1 つの経済圏（エコシステム）を構成しますが、このようにデータや交換価値を有するトークン等の記録を行うコミュニティーには高い機密性が求められます。



具体的には以下のように暗号メッセージ及び財布機能と健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発により、当社の事業機会を拡大することを目指しています。

a. 暗号メッセージ及び財布機能

当社は、当社の子会社である GINSMS Inc.の製品である InphoMessenger²をベースに、ブロックチェーン技術を応用することで、以下の機能を有する暗号メッセージのモバイル・アプリケーション（以下「APP」といいます。）を開発することを目指します。具体的には、InphoMessenger（iOS 及び Android に対応しておりユーザー間でメッセージを送受信できるサービスです）に以下の機能を拡張する予定です。

- 端末間のメッセージの暗号化
- 音声データを暗号化し盗聴を防止する音声通話の暗号化
- 仮想通貨の財布機能
- コミュニティ管理者による大規模コミュニティのを効率的な管理を可能にするコミュニティ機能
- ブロックチェーン対応

上記の機能のうちユーザー間のメッセージや音声通話の暗号化（以下「暗号メッセージ機能」といいます。）は通信内容の機密性を高めることを目的としています。昨今、近時報道された Facebook による情報漏洩問題等に代表される各種情報漏洩の事例より、既存のメッセージング APP を使用することへの懸念が広がっており、個人のセキュリティ及びプライバシーに対する意識及びニーズは高まってきております。こうしたニーズの広がり、メッセージング事業にとって新たなビジネス・モデルの機会となっています。たとえば、最近では、Telegram のようなメッセージの自動消去機能や、端末間でのメッセージを暗号化する APP の人気が出てきており、また、サービス申込の際に電子メールアドレス又は携帯電話番号情報の入力・提供を必要としない匿名メッセージング APP の人気も高まっております。上記の暗号メッセージング機能はこうした近時の端末間のコミュニケーションに対する高い機密性を求めるニーズに応じることができると考えております。

また、暗号メッセージング機能による機密性の向上により、単にメッセージを送受信する機能だけでなく、仮想通貨やトークン等の経済価値のあるものの移転・転送・保管といった機能（財布機能）を持たせることでその機能性を高めることを目指します。さらには、仮想通貨やトークンの利用を通じてデータやサービスのやりとりがされるプラットフォームとしてのエコシステムの中で、仮想通貨やトークンの移転・保管あるいはデータの移転・保管といった各種取引や操作機能まで持たせることで、仮想通貨の保存のみならず、仮想通貨交換所、電子商取引サービスや保有する仮想通貨等が使用できるエコシステムに接続されることで仮想通貨による電子商取引の実施も可能となります。このように暗号メッセージング機能に財布機能を付加することで、仮想通貨に関する各種取引操作を一括して行うことのできる機能を有することになります。

² InphoMessenger は、オンライン・メッセージング APP で iOS 及び Android に対応しており、暗号化されていないメッセージ、写真や文書を個人及びグループ間で送信することができる機能を有する当社グループの製品です。また「チャンネル」と呼ばれるコンセプトを持っており、これによりユーザーは自身のチャンネルを作ることができ、当該チャンネルにユーザーの友人等のフォロワーが登録することでフォロワーがユーザーのチャンネル内の更新内容を確認することができます。InphoMessenger は、2013 年に GINSMS Inc.のインドネシアの子会社が行っていた RightHereMessenger というサービス (<http://www.rightheremedia.com/index.php/technologies/right-here-messenger>) で使用されておりました。（同サービスは資金不足のため中断され現在に至っていません。）



さらに、暗号メッセージ及び財布機能のコミュニティー機能は、他者が ICO を実施する際、あるいは、他者がユーザー及びサポーターのコミュニティーを運営する際に、活用することができます。すなわち、ICO にあたっては発行される仮想通貨あるいはトークンの利用・交換の場あるいはトークンを介してデータ等をやりとりするユーザー（個人等）やサポーター（企業等）が参加する場としてトークンを介したコミュニティー（一種の経済圏（エコシステム））の存在が重要ですが、このようにデータや交換価値を有するトークン等の記録を行うコミュニティーには高い機密性が求められます。暗号メッセージ及び財布機能は、こうしたコミュニティーにおける各種データやトークンにかかる記録の送受信・管理等を高い機密性を持って行うことを可能にすること、また ICO で発行される仮想通貨やトークンを安全に利用できるプラットフォームを提供することで当該仮想通貨やトークンの価値を高めることが期待でき、ICO を実施する第三者にとって付加価値のあるサービスになると期待しております。また、こうしたエコシステムを運営する第三者にとっては、ユーザーが暗号メッセージ及び財布機能を使用して、仮想通貨やトークン等あるいはデータ等をエコシステム上の取引で一括して使用することで、当該運営第三者はその機能を管理・運営することを通じて、コミュニティーにおける全てのデータ処理・送受信を管理することが可能になり、機密性が高く効率的なエコシステムの運営が可能になると期待されるため、運営する第三者にとっても魅力的なサービスになると考えております。

これらの追加機能はいずれもブロックチェーン技術を利用して開発する予定です。すなわち、ブロックチェーン技術の有する特徴である、端末間での取引を分散的に記録する手法をとることで、ユーザー間の端末間のメッセージあるいは仮想通貨等の取引・保管を高い機密性を持って実施することが可能になるためです。暗号メッセージ及び財布機能サービスの売上は、財布機能による仮想通貨使用に対する取引手数料及びコミュニティー管理機能の使用に対する手数料からなります。

b. 健康医療分野エコシステム運営ソフトウェア

当社は、当社グループが保有する生体情報の可視化とデータベース化の技術に関する知的財産権（以下で述べる特許を含みます。）、ハードウェア及びソフトウェア、フィットネス関連の専門知識並びに当社のフィットネス・ウェアブル等の製品を通じて蓄積した各種健康関連に関するデータ等リソース及びプログラムとブロックチェーン技術を応用することで、高い機密性を確保した上でのユーザーの健康分野の情報の収集・管理・利用を可能とするコミュニティー（エコシステム）の成立・運営を可能にするソフトウェア（すなわち健康医療分野エコシステム運営ソフトウェア）の開発が可能になると考えております。

(i) 当社グループの既存の知見・リソース

まず、当社グループは、生体に関する情報（例えば、心拍変動率）を収集して可視化する情報処理システムに関する特許を有しており、これは心拍変動率と他の生体情報に基づいて推定されるユーザーの現在および過去における体調や喜怒哀楽等の状態をアバター化（化身化）するための基本技術であり、予防医学、ゲーム、SNS など様々な分野への応用が期待されます。また、当社は、多くのユーザーから心拍変動率や他の生体情報をビッグデータとして収集することによって、このような情報システムに用いられるデータベースを構築する技術に関する特許も有しております。（なお、これらの特許ライセンスの詳細については、当社の 2018 年 6 月 4 日付プレス・リリース「当社の子会社によるライセンス契約締結のお知らせ」をご参照ください。）。これらの特許は生体情報の可視化とデータベース化を可能にするものであり、ユーザーの健康分野の情報を生成し記録することに応用できるため、これに高い機密性を可能にするブロックチェーン技術と合わせることで、ユーザーの健康分野の情報の収集・管理・利用を可能とするコミュニティー（エコシステム）の成立・運営を可能にするシステムの開発が可能になると考えております。



また、例えば、当社グループは、以下のような健康フィットネス分野でのサービス提供の経験あるいはリソースを有しており、これらは健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアのサービスの開発に活用できると考えております。

- 当社グループは、シンガポール政府がシンガポール国民に対して運動を促す国家プログラムである「National Steps Challenge」（このプログラムは参加者が日々歩くことで一定の歩数を達成するとポイントが付与されるというもので、シンガポール国民約 1 万人が参加しております。）のためのフィットネス・ウェアブルを 40 万本以上販売し、また、当該プログラムのためのモバイル APP「Healthy 365 APP」の開発を行いました。当該プログラムのヘルスデータはシンガポール政府の所有となりますが、当該 APP の開発を通じて取得した技術や事業の実績は、当社グループに帰属します。
- 当社グループは、上述の通り、心拍変動率と精神、血糖値及び身体の状態の相関関係に関する 2 つの特許権にかかるライセンス並びに当該データ及び当該データと相関関係があるデータベースを保有しております。
- 当社グループは、Firstbeat Technologies Ltd.との間で、同社のユーザーの生理的なストレス及び回復の詳細を計測し、ユーザーにどの様にユーザーのライフスタイルを変えることでより良くストレスから回復を管理できるかをアドバイスする Firstbeat Lifestyle Assessment（商品の内容は <https://www.firstbeat.com/en/wellness-services/>を参照ください。）と呼ばれる製品をシンガポールにおいて独占的に販売できるという協力関係を有しております。

(ii) 開発を目指す健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの特徴

上記の当社グループの有する技術、実績及びリソースを応用し、また、ブロックチェーン技術を利用することで、当社は、健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアを開発することを計画しております。健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアは、ブロックチェーン技術を利用することにより、健康医療産業に従事する者が、最小限の IT 関連投資により、すぐにヘルスケア・ビジネス・ネットワークを形成し、ヘルスケアに関する情報やサービスを共有できるようにすることを目指しております。

当社が開発を目指す健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアは以下の特徴を有します。

- 最小限の投資と高い機密性：健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアはブロックチェーン技術を利用したものですが、ブロックチェーン技術の特徴として分散型であり中央管理者が不要であるため、大規模な IT 投資が不要であり、かつ、信頼性・機密性が高いシステムとなります。また、ユーザーのヘルスケア・データ（生理的データ、フィットネス・データやその他の関連データなど）は機密性が高い端末間分散型保存システム等で保存されます。
- データの保存及び共有：健康医療分野でのエコシステムでは、ユーザーの健康医療に関するデータがやり取りされることとなりますが、当該データは提供者の重要な情報です。そのため健康医療に関するデータは最も機密性が高い方法で保存する必要があります。そうしたユーザーの健康医療に関するデータは以下の異なるフォーム、ケースやビジネスで共有できるようにする予定です。
 1. 認識可能データ：主にクリニック等のケアネットワークで活用
 2. 匿名データ：主に研究所で活用
 3. 抽象データ（傾向データ等）：主に研究所で活用



- 仮想通貨の利用可能性：健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアは、その運営するエコシステムで、Ether、EOS や ERC20 のトークンなどのような主流となっている仮想通貨が利用可能になるような機能を備える予定です。
- 運営及び管理：健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアでは、運営するエコシステムの各種取引等のモニター及び管理を簡単にするため、共通のグラフィカル・ユーザー・インターフェイスを提供する予定です。

(iii) 健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアによるプロジェクト

当社グループは、健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアを開発した場合には、以下のようなプロジェクト等を実現し当社の収益を拡大する所存です。

- 当社グループは、健康医療分野におけるエコシステムの設定・運営を検討する企業・政府機関等に対して、その設定・運営を可能にする健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアを提供することにより売上を獲得することを目指します。当該顧客と当社グループの会社との間で契約を締結し当該健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアを開発・提供することで報酬を受領し、またケースによってはその後の運営サポートや保守サービスを提供することでも報酬を得ることもあります。潜在的な顧客としては、保険会社、健康関連会社及び政府が挙げられます。例えば、政府が、ブロックチェーン技術の機密性の高さを利用して、医師が患者の了承を得てその電子ヘルス・レコードへのアクセスをすることができるような国家レベルの電子ヘルス・レコード・システムを実施する場合にこれに参画することが考えられます（これはあくまで想定例であり具体的なこうしたプロジェクトの引き合いが現時点であるわけではありません）。
- また、健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアによるエコシステムの設定・運営機能は他者が ICO 等をする際にこれをサポートすることも³可能であると考えております。例えば、政府等が市民のエクササイズを促すために ICO プロジェクトを活用するケースでは、政府が ICO を通じて発行される仮想通貨又はトークンを市民がエクササイズするための動機づけとして利用する場合（具体的には、市民によるエクササイズを動機付けるために、政府が、自身が行う ICO を通じて発行される仮想通貨又はトークンを市民に対して褒賞として交付する等により使用することが考えられます）に、市民が提供する各種エクササイズに関する情報や仮想通貨又はトークンを記録・取引できる場としてのエコシステムを設定することが有効であるためです。すなわち、そうしたエコシステムを設定・運営することで、支払手段としての機能も持たせた仮想通貨又はトークンを保有する市民らが参加するエコシステムが構築され持続可能な形で運用することが可能になり、このシステムを通じて持続的な形で市民がエクササイズし健康を維

3 ICOにあたっては、前提として、ICOの際に発行される仮想通貨あるいはトークンを保有するユーザー（個人等）がそれらのトークン等を使用・利用し、また、ユーザーが提供するデータ等を記録する場としてのコミュニティーが存在することが重要になります。こうしたトークンを利用する場としてのコミュニティーにはその他ユーザーからのデータ等を利用したサービス・商品提供を行うサポーター（企業等）も参加しこれら関係者の間でいわば1つの経済圏（エコシステム）を構成しますが、このようにデータや交換価値を有するトークン等の記録を行うコミュニティーには高い機密性が求められます。当社は、当社のヘルスケア端末を通じて蓄積した健康関連データとブロックチェーン技術を利用することで、ユーザーの健康関連データを記録しサポーターとのやり取りを可能にするコミュニティーとしての経済圏（ユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステム）を構築し、同エコシステムでの利用を前提としたトークンを他者が ICO で発行する環境を整備することで、他者の ICO をサポートすることを想定しています。



持するよう動機付けられていくことが可能になると考えます。さらに、エコシステムに参加する各種サービス提供者（医療機関や健康医療関連企業が考えられますが、実際に設定されるエコシステムによりますので現時点では具体的なサービス提供者は未定です）は、市民のエクササイズ・データをトークンに対価として取得しそれらのデータを個人に特化し合わせた商品・サービスの開発等に利用でき、一方で、市民は対価として受領したトークンを使用することでこれらのサービス提供者の提供するサービスや商品を購入することができます。このように、他者の ICO をサポートする形で健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアを提供する場合、報酬を当該 ICO で発行される仮想通貨又はトークンで受け取ることも考えられます。トークンは仮想通貨に交換（例えばイーサリム等）したり、あるいは仮想通貨交換所にてトークンを現金化できるようになる可能性もあるため、当社はこれらを通じて売り上げを得ることになります。なお、当社及び当社の子会社が発行者となる ICO に関しては予定しておりません。

このように、当社が開発を目指す暗号メッセージング及び財布機能と健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアは、これまでの当社の事業におけるサービスの強化・拡大にとどまらず、ICO 等で利用が見込まれるエコシステムの開発・設計及びその運営に利用される新しいサービスを目指すものです。当社グループは、当該セクターをサポートするため、東南アジア及び／又は西ヨーロッパに 200 人規模のブロックチェーン・チームを形成し、世界においてブロックチェーン技術を利用したサービス（暗号メッセージング及び財布機能と健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアのサービス）の提供を行う会社としてリーディング・カンパニーを目指す所存です。

現在、当社は 2019 年度より暗号メッセージング及び財布機能と健康医療分野エコシステム運営ソフトウェア事業からの売上を見込んでおります。2019 年度における暗号メッセージング及び財布機能事業からの予想売上高は 2 百万米ドル（227 百万円）、また 2019 年度における健康医療分野エコシステム運営ソフトウェア事業からの予想売上高は 6 百万米ドル（681 百万円）です。また、暗号メッセージング及び財布機能事業は 2020 年度から利益を計上できる見込みであり、健康医療分野エコシステム運営ソフトウェア事業は、2019 年度より利益を計上できる見込みであります。なお、2 つの事業に関するより詳細な数字は、今後の四半期ごとの決算及び半期・年次の業績予想にて開示いたします。

（注）上記の予想は、現在入手可能な情報に基づいており、様々な予測できない要素が存在することから、実際の業績はこれらの予想と異なる場合があります。

（2）本第三者割当

本件第三者割当は、2018 年 10 月 5 日開催の臨時株主総会において Noah Ark Technologies Limited（以下「Noah」といいます。）との資本業務提携にかかる株主提案及び Wowoo Pte. Ltd.（以下「Wowoo」といいます。）との間の資本業務提携にかかる会社提案のいずれもが株主の皆様のご承認を得られない場合に、株主の皆様のご承認を得て実施する代替プランとして、臨時株主総会の議案として上程しました。

Noah との資本業務提携及び Wowoo との資本業務提携は、暗号メッセージング及び財布機能サービスの開発及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発のための資金調達かつ事業提携を内容とするものでしたが、これらのいずれの提案も株主の皆様からご承認いただけなかったため、当社は、事業提携先の可能性を検討しつつも、当面の間は上記の開発を自前で進めることになり、そのための資金を調達することが必要とな



りました。そこで、当社は、臨時株主総会で株主の皆様からご承認いただいた本件第三者割当を実施することを決定しました。

当社は、2019年12月末日までに、暗号メッセージング及び財布機能の開発のために30百万米ドル（3,407百万円）、また、健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発のために15百万米ドル（1,704百万円）、総額で45百万米ドル（5,111百万円）の資金調達を目指しております。

暗号メッセージング及び財布機能サービスは昨今の個人のセキュリティーおよびプライバシーに対する意識及びニーズの高まりに応じたサービスであり、健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアサービスは、ICOの際に利用できる個人や企業等の間での情報の共有及び利用のプラットフォームに向けたサービスですが、当社としてはICOは今後ますます増加するものと見込んでおります。いずれも、「2. 募集の目的及び理由 (1) 暗号メッセージング及び財布機能と健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発」記載の通り、他者が発行する仮想通貨の利用あるいは他者によるICOにおいて利用できるプラットフォーム及びサービスとしての機能を有しているため、こうしたICOあるいは仮想通貨の発行を実施する事業者向けに今後多くの事業機会が見込まれるものと考えています。このように、これらの新サービスの開発・提供は、当社グループが今後の10年における成長を確実なものとするために不可欠で、結果として当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益に適うものと考えており、資金使途は合理的であると判断いたしました。

また、以下に記載のとおり、その他の手段による資金調達が現実的でなかったこと等も踏まえて、今般、本第三者割当により資金を調達することといたしました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴う行使価額の払込により当社の資本が増加する仕組みになっております。

当社は割当予定先との間で、以下の内容を含むコミットメント条項付買取契約を締結いたします。

- コミットメント条項

当社は、割当予定先に対して最低1日前に書面にて通知することにより、本新株予約権の行使期間中に、株式買入保証期間を設定することができ、割当予定先は、同期間中に、最低でも10億円分（または、各行使請求書類の交付日の直前日の為替レートを基準に算出される香港ドル相当額）の本新株予約権を行使することを保証します。株式買入保証期間は、20「適格取引日」（下記に記載する要件を充たす取引日です）となります。

但し、(i)ある株式買入保証期間の初日において上記の金額を下回る本新株予約権が残存する場合には、割当予定先は、その時点で未行使の本新株予約権を行使すれば足り、(ii)ある株式買入保証期間中に、行使期間の末日、買取契約に基づく本新株予約権の取得事由が到来する場合、割当予定先は当該時点において上記の金額に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務を負わないものとされます。



最初の株式買入保証期間の完了後、前の株式買入保証期間の終了から次の株式買入保証期間の開始まで最低5取引日経過していることを条件に、最低1日前に書面にて通知することにより、当社は更に本新株予約権の株式買入保証期間を設定することができます。

株式買入保証期間が継続中に、当社が、下記「エクイティ性証券の発行に関する条項」に記載する例外事由のいずれかにしたがつて、株式または証券の発行を公表し、または決定した場合、当該株式買入保証期間は直ちに失効するものとされます。

以下のすべての条件を充足する場合に、特定の取引日は適格取引日としてカウントされます。

- (i) 当社の株価が、①シリーズ1新株予約権が残っている間は下限行使価額を10%超上回っていること、②シリーズ2新株予約権のみが残っている間で、(x)シリーズ2新株予約権が行使価額固定新株予約権である場合にはその行使価額、若しくは、(y)シリーズ2新株予約権が行使価額修正条項付新株予約権に転換された場合には下限行使価額を、それぞれ10%超上回っていること；
- (ii) 当社の株価が直前の終値に比べ10%以上下落していないこと；
- (iii) 有効に行使された日から3取引日以上、当該行使によって発行される株式が引渡されていないような本新株予約権が存在していないこと；
- (iv) 株式買入保証期間中のいかなる行使も「制限超過行使」と見なされず、かつ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含む。）第11条第1項本文所定の制限に抵触しないこと；
- (v) 当該取引日が当社が要請する行使不可期間（下記で定義しています。）ではないこと；
- (vi) 当社によって「行使拒否権」（下記に記載する行使拒否権を指します。）が行使されていないこと；
- (vii) 買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに重要な点で表明保証時点において誤りがある場合又は重要な点で不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合に該当しないこと；
- (viii) 買取契約に基づく当社の義務に重大な不履行がないこと；
- (ix) 当該取引日における当社の株式の日次の取引高が200百万円を超えていること；又は
- (x) 市場内外で混乱の事象が当該取引日のどの時点においても生じていないか、又は継続していないこと。

株式買入保証期間は、当社がその設定を通知した日の直後に来る最初の適格取引日（上記条件が全て満たされた取引日）より開始され、適格取引日が20日経過するまで継続するものとします。

- 行使不可期間に関する条項

当社は、1取引日前に通知することにより、行使できない期間（以下「行使不可期間」といいます。）を設定することができます。行使不可期間の上限は20取引日とします。割当予定先は当該行使不可期間中に行使を請求することができません。当社は、割当予定先に書面により通知することにより行使不可期間をいつでも期限前に終了させることができます。ただし、当社は、行使不可期間中には新たに行使不可期間を通知することはできません。



- 行使拒否権に関する条項

当社は、(i)本新株予約権の30%の行使を完了した後、又は、(ii)行使請求が発行済普通株式数の1%超に係る場合、電子メールにより、当該行使を拒絶するかあるいは当該行使請求に記される行使数を減らすこと請求することができます。適用法規に従い、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社の株式を市場外にて売却、譲渡又は処分する意向がある場合、事前に当社に知らせ、当社に当該売却、譲渡又は処分を拒否することができる十分な機会を与えることに同意します。

- 先買権に関する条項

当社は、①本新株予約権の権利行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、③当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④コミットメント条項付買取契約が解約された日、のいずれか先に到来する日から6ヶ月が経過する日までの間に、行使価額修正条項や行使による当社普通株式の取得を含むがこれらに限定されない条件面において本新株予約権に類似する新株予約権を当社が第三者に対し発行しようとする場合には、当社が当該第三者に対する新株予約権の発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認する義務があり、割当予定先が当該新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して同条件にて当該新株予約権等を発行いたします。但し、①当社又は当社の子会社の取締役、役員、従業員、コンサルタント、投資家又は債権者を対象として、株式又はストック・オプションを発行する場合、及び、②当社が他の事業会社又は個人との間で行う業務上の提携・与信枠の設定（既存の提携・与信枠の設定に限らず、新規又は潜在的な提携・与信枠の設定を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社又は個人に対して株式、ストック・オプション又はその他の証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社でなく、又、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り）には、適用されません。

- エクイティ性証券の発行に関する条項

当社は、本新株予約権が残存する間、当社は割当予定先の事前の書面による同意がない限り、(1)株式、新株予約権、またはその他の証券で保有者が株式あるいは新株予約権に転換あるいはこれらを取得する権利を付与するようなものの発行、(2)保有者が株式あるいは株式の引受けや購入あるいはこれらに転換することができる証券を取得する権利あるいはオプションの付与、並びに、(3)上記(1)及び(2)に関する契約の締結をすることができません。ただし、①(a)当社又は当社の子会社の取締役、役員、従業員、コンサルタントに対して株式又はストック・オプションを発行する場合、あるいは、(b)金融機関ではない投資家又は債権者に対して株式を発行する場合、及び、②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社又は個人に対して株式、ストック・オプション又はその他の証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社でなく、又、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）にはこの限りではありません。なお、当社は、コール・オプション（以下で定義します。）を有しているため、例えば、割当予定先から本新株予約権を全て買い戻すことにより、株式に転換又は交換できる証券を第三者に割り当てることは（ただし上記先買権の適用を受けず）可能です。

- 株式貸借取引禁止に関する条項



当社は、本新株予約権が残存する間、割当予定先が取引の当事者でない限り、当社株式に関する貸借取引を実施したり、第三者（割当予定先を除きます。）が実施するのを支援することは禁止されています。

- 解約条項等

その他、コミットメント条項付買取契約上は、不可抗力により契約の履行が困難となった場合、当社が表明保証した事実と誤りがあり又は当社が誓約や合意に違反した場合、当社あるいはその子会社が ICO を実施しあるいは仮想通貨交換所を開設ないし運営した場合（資金決済に関する法律に定める仮想通貨交換業に従事した場合を含みます。）等、一定の条件のもとで、割当予定先による解約が可能となります。また、割当予定先は、本新株予約権の行使期間の満了日まで 1 ヶ月となった時以降、その裁量に基づき当社に通知することにより、未行使分の本新株予約権の一部又は全部を当社が取得するように請求することができます。かかる請求を受けた場合、当社は、3 取引日以内に当社が本新株予約権 1 個当たり発行価額と同額で当該本新株予約権を取得するものとします。なお、前記のとおり、コミットメント条項付買取契約が解約された場合も、解約がなされた日から 6 ヶ月が経過するまでの間に当社が第三者に対し新株予約権を発行しようとする場合は、原則として、当社は割当予定先に対して、事前にその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認する義務を負います。

当社は、3 取引日前までに事前に通知することにより、本新株予約権の発行価額と同額にて、いつでも本新株予約権を買い戻すことができます（以下「コール・オプション」といいます。）。なお、当社がコール・オプションを行使した場合でも、割当予定先は、当社取締役会が指定する本新株予約権の取得日の前日までは、本新株予約権を行使することができます。

本新株予約権の発行後、①東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 15 取引日連続して当初権利行使価額の 20%に相当する額である 37 円を下回った場合、②15 取引日連続して当社普通株式の 1 日当たりの東京証券取引所における平均売買出来高が、1,000 株を下回った場合、又は③当社普通株式の東京証券取引所における売買が、5 取引日又はそれ以上連続して停止された場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、当該請求がなされた日の翌取引日（同日を含む）から起算して 3 取引日目に、本新株予約権に係る払込価額と同額にて取得請求のあった本新株予約権を取得します。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社グループは、当社グループの資産等を活かした、暗号メッセージ及び財布機能サービス及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアのサービスを、当社グループの今後の中核事業の 1 つとして位置付け、これらの事業の開発・実施を当社グループの事業計画上の最重要目標としております。これらの新技術である暗号メッセージ及び財布機能サービス及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアを開発した上で、それを「商業化」する（例えば第三者が ICO を実施するにあたり、当該 ICO で発行される仮想通貨・トークン又はその利用の場であるコミュニティー（エコシステム）の具体的な設定や条件に沿う形で利用できるように当社の暗号メッセージ及び財布機能サービスあるいは健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの各種設定等を調整・調節・更新した上で納入すること等）にあたっては、関連技術開発の資金調達に加えて、事業化を効率的かつスピーディに実施するためにも、ノウハウ（具体的には ICO プロジェクトや仮想通貨機能において、暗号メッセージ及び財布機能サービス並びに健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアといった機能を組み込む方法やこれらの機能を実際のニーズに合わせて最適化するための知見等を指します。）を有し、かつ、当社の暗号メッセン



ジャー及び財布機能サービス又は／及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの納入先（顧客）となりうる、ICO プロジェクトや仮想通貨発行サービスを行っているパートナーと協力関係を構築することは、当該パートナーの有するノウハウの提供を受けることが期待できることそして当該パートナーのプロジェクトでの取引の引き合いが期待できるため有用です。そのために資本業務提携の途を検討し、Wowoo をその候補先として選びましたが、株主の皆様は Wowoo との間の資本業務提携をご承認いただけなかったため、パートナー選定は将来必要に応じて行うこととし、関連技術開発の資金調達を確保することとしました。この資金調達にあたっては、将来におけるこれらの事業分野でのパートナー選定に対して当社の自由度を確保する上では、当社グループの事業内容・方針には干渉しない金融機関を選定することが当社グループの利益に資すると考えております。当社は、本件第三者割当による資金を使用し、当社の今後の中核事業のために重要な課題である暗号メッセージ及び財布機能サービス並びに健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアを開発を進めます。開発を進める中で新事業の商業化にあたって有用な上記ノウハウを有するパートナー候補が改めて出てきた場合には業務提携の可能性を含めて別途検討し、事業提携を行う場合には開示する所存です。

当社が資金調達先としての金融機関の中からマッコーリー・バンク・リミテッドを選んだ理由は、当社グループの財政状態に鑑み銀行等の金融機関からの借入による資金調達が難しいこと、同社は同種の投資案件の経験が豊富であること、並びに、下記「7. (2) 割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、同社との間で 2013 年 12 月及び 2015 年 8 月に第三者割当による新株予約権の発行を実施しているので当社グループの事業内容に関する一定の理解を有しており、同社との間であれば資金調達の交渉や実行が比較的スムーズに進められると考えたこと、そして、下記の通り同社に対して 2013 年 12 月及び 2015 年 8 月に第三者割当によって発行した新株予約権に関してはそのほとんどが行使され当社の資金調達の目的が実際に果たされた実績があるためです。また、同社の投資意欲と当社の資金需要が合致したことによります。

当社が同社に対して 2013 年 12 月 20 日に割り当てた 750,000 個の行使価額修正条項付新株予約権のうち、706,594 個が行使され、383,909,802 円の資金を調達しました。未行使分の 43,406 個は、390,654 円（1 新株予約権あたりの発行価額である 9 円にて計算）にて 2014 年 7 月 15 日買い戻していますが、これはその時点における当社の発行済株式総数が、当時の当社の発行可能株式総数に達したため、同社が当該未行使分を行使することができなかったことから、同社との契約に基づいて同社からの請求を受けて当社が買い戻したものです。また、当社が同社に対して 2015 年 8 月 18 日に割り当てた 2,297,499 個の行使価額修正条項付新株予約権のうち、1,983,361 個が行使され、443,968,579 円の資金を調達しました。未行使分の 314,138 個は、1,256,552 円（1 新株予約権あたりの発行価額である 4 円にて計算）にて 2017 年 8 月 17 日買い戻していますが、これはその時点において行使期間が終了したことから、同社との契約に基づいて同社からの請求を受けて当社が買い戻したものです。（近年、当社は個人投資家らにも当社の運転資金を調達することを目的として新株予約権を発行しており、それらの新株予約権は既に全て行使されております。当該新株予約権の行使により調達した資金は、当初の予定通り当社の運転資金（新技術である暗号メッセージ及び財布機能サービス及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェア以外の当社の既存事業の運転資金です）として既に充当又は今後使用する予定です。なお、当該新株予約権の過去の行使状況等については、当社の 2018 年 6 月 22 日付プレス・リリース「新株予約権の行使状況に関するお知らせ」をご参照ください。）



なお、本新株予約権の第三者割当による資金調達方法は、本新株予約権が全て行使された場合に新規に発行される普通株式の数は13,000,000株となり、発行済の普通株式及び優先株式の総数が、2018年10月5日現在、26,875,814.79株（自己株式等はありません。）であることから、保有株式比率および議決権ベースの希薄化率はいずれも約48.37%となる見込みです。このため、本新株予約権が行使されて発行済株式総数が増加した場合には、当社株主に対し1株当たりの利益の希薄化等の影響を及ぼす可能性があり、本件第三者割当て発行する新株予約権では今後の株価の動向によっては開発にかかる費用として当社グループが見込む十分な額を調達できないリスクがあります。しかしながら、上記のとおり、通常の新株予約権の発行に比べ、行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても割当予定先にとっては行使しやすく、又、新株式の第三者割当と異なり、その内容はコミットメント付きであり、当社の行使指示により上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」の「株式買入保証期間」に記載する一定の条件等が充足された場合に割当予定先が新株予約権を一定の期間内に行使することを要請できる内容になっており、これらにより当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることで、当社グループの資金ニーズに応じた機動的な資金調達を行うことが可能な形になっております。すなわち、関連技術の開発及び商業化は今後2年間で実施し資金ニーズは期間中の各段階で発生する（具体的には下記「4 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。）ことを考慮すると、まさに当社グループが資金を必要とする際に当社の求めに応じて行使され払い込まれる内容になっていること、また、当社としても期間中に当社の株価を見ながら適切な時期で新株予約権の行使を要請することにより資金調達が望めることからすれば、本件第三者割当は、関連技術開発の資金調達という目的に照らせば当社グループの要請に合致したものであると判断しております。以上より、下記「(3) 本スキームの特徴」【他の資金調達方法との比較】にも記載のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最良の選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(3) 本スキームの特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所及び短所があります。

【長所】

- (i) 当社が割当予定先に株式購入保証期間を通知することにより、各期間に名目上は10億円調達することができるため、当社に資金需要がある期間において機動的な資金調達が可能である。
- (ii) 一度に行使される本新株予約権の数には、上記1.(8)に記載のとおり、上限が設けられており、また、権利行使価額には下限が設定されていることから、株価に対する影響を限定することができる。
- (iii) 株価が上昇し、有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、本新株予約権を償還し、より有利あるいは効果的な調達方法を選択することができる。

【短所】

- (i) 株価の下落により行使価額修正条項付新株予約権の行使価額が下方修正されれば、行使価額修正条項付新株予約権からの資金調達額が減少する。
- (ii) シリーズ2新株予約権に関しては、その行使価額がシリーズ1新株予約権全部完了日に同日の終値で固定されている間は、株価が当該固定行使価額より高い場合、その行使により当社が調達する資金は減少する。
- (iii) 割当予定先の基本方針として、権利行使後の株式を中長期間保有する意思を有しておらず、権利行使により取得された株式が市場で売却された場合、市場株価の下落を招く可能性がある。
- (iv) 割当予定先が本新株予約権を行使しない場合や、本新株予約権の買戻しを請求する場合、又はコミットメント条項付買取契約を解約する場合等には、資金調達額が減少する。



- (v) 当社株式の流動性が著しく減少した場合、権利行使を指示できる数が減少するため、調達できる資金額が著しく減少する。
- (vi) 当社の手取額は割当予定先の権利行使状況、当社株価の推移及び本新株予約権の行使についての当社の行使指示の条件等、将来の状況により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

【他の資金調達方法との比較】

以上より、当社としては、①当社グループの財政状況では一般の金融機関からの借入は困難であり、新規事業向けの投資資金の調達にあたってはエクイティファイナンスという選択肢の方が現実的であること、②エクイティファイナンスにあたっては現状の当社の株価状況を踏まえた場合、当社グループの新規事業の資金ニーズの大半を賄うだけの金額を考慮すると、Wowooのように資本業務提携を伴うストラテジックな引き受け手の場合とはともかく、ファイナンスのみを目的とした金融機関の場合には一時点での株価ですべてコミットする新株式の引受は難しく、一定期間にリスクを分散することが可能な新株予約権による方法によるしか現実的な選択肢はないこと、一方で、③本件第三者割当て割当予定先に対して発行する新株予約権は、保有者となる割当予定先がその行使に関して完全な裁量を有しているわけではなく、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」の「株式買入保証期間」に記載する一定の条件等が充足されることを前提とするものの、当社グループにおいて随時資金ニーズが発生する毎に当社から割当予定先に対して新株予約権の行使を要請することができる内容になっているため、新規事業の資金の大半の調達を確保できかつ一定限度で当社の必要とするタイミングでの調達も可能になっていること、を考えると、本件第三者割当ては、当社及び株主の皆様にとって、当社グループの今後の中核事業を開発するための当座の資金調達方法として、他の資金調達方法と比較しても有利なものであると考えております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	26,000千円 (1,789千香港ドル) *なお、払込は円でも香港ドルでも可能とされております。
② 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	2,431,000千円
③ 発行諸費用の概算額	22,146千円
④ 差引手取概算額 (①+②-③)	2,434,854千円

(注)

- (i) 本新株予約権発行に係る発行諸費用は、価格算定費用として 770 千円（算定機関：RHL Appraisal Limited（以下、「RHL Appraisal」といいます。））、所在地：Room 1010, Star House, Tsimshatsui, Kowloon, Hong Kong、Director: Alexander C.Y. Lau）、その他当社の弁護士費用（ケイマン法に関する助言を含む。）、書類作成費用、株式発行事務費用等（約 21,376 千円）です。香港ドルで支払ったものに関しては、1 香港ドル=14.53 円（2018 年 9 月 28 日現在の株式会社三菱UFJ 銀行の対顧客電信売買相場（仲値））にて換算しております。
- (ii) 発行諸費用概算額には、消費税等は含まれておりません。
- (iii) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額 26,000 千円に、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額 2,431,000 千円を合算した金額から、本新株予約権に掛かる発行諸費用の概算を差し引いた金額を示しております。



- (iii) 行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される金額及び差引手取概算額は増加又は減少します。但し、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される金額及び差引手取概算額は減少します。
- (iv) なお、上記の金額は、本新株予約権が当初行使価額の 187 円で全て行使された場合を想定しています。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行で調達する資金は、以下の通り暗号メッセージ及び財布機能の事業及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発・商業化に充てる予定です。これらの事業は、暗号メッセージ及び財布機能の事業を行う新会社及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアを行う新会社（以下あわせて「新子会社」といいます。）をグループ内の 100%子会社として設立し、同子会社により実施する予定です。

暗号メッセージ及び財布機能の事業には、2019 年末までに 30 百万米ドル（3,407 百万円）が必要となると見込んでおります。この額で暗号メッセージ及び財布機能の開発そして 36 万人のユーザーの獲得までを目指しております。その内訳は以下のとおりです。

- 研究開発費として 4.5 百万米ドル（511 百万円）：暗号メッセージ及び財布機能のための最高技術責任者、プロジェクト・マネージャーやソフトウェア・プログラマーを含むソフトウェア・エンジニア専門家によるソフトウェアのリサーチ及び開発チームを編成した上で上記の追加的な機能（暗号メッセージ及び財布機能）を開発するために必要となる費用です。暗号メッセージ及び財布機能 APP の最初のバージョンは、開発パートナーとの契約や内部リソースを活用し、また新たな人員を採用することで、約 6 ヶ月（2019 年 4 月頃まで）で完成させる計画でおります。また APP の全体を完成させるため、開発のプロセスをとおして第三者のサプライヤーと契約する可能性もあり、その場合内部チームと共に作業することになります。最初のバージョンが完成した時点で顧客らに向けてサービス提供を開始し、顧客らの利用が開始すれば売上が発生する予定です。ただし、最初のバージョンを提供した後も、顧客らからの要望に応えるべく、例えば、新たなパートナーが提供するサービスである登録仮想通貨交換所と統合させる、または電子商取引パートナーがサポートする携帯機器の新たなモデルに対応させるなど、機能を追加・修正・バージョンアップすることになります。これらの顧客らからの要望や暗号メッセージや財布機能にかかる業界における技術開発に基づいて、その後の研究開発は常に発生することになります。また、これらは新たな機能または既存の機能の強化となります。
- オペレーション費用として 2.3 百万米ドル（261 百万円）：専門家（暗号メッセージ及び財布機能の事業を担当する新子会社の最高経営責任者、最高執行責任者、人事役員・マネージャー並びに総務及びファイナンスのマネージャーを含みます）の採用費、並びにオフィスの改築費、賃料及びその他のオペレーションにかかる費用が含まれます。
- 事業開発費として 1.1 百万米ドル（125 百万円）：暗号メッセージ及び財布機能と合わせて利用できる関連する機能及びサービス（例えば、仮想通貨交換所との提携による仮想通貨交換取引、仮想通貨財布によるマイクロ・レンディング、コミュニティ管理、決済サービスなど）を有する潜在的なパートナーの調査・選定作業及びカンファレンスやイベントでの商品の広報を行う事



業開発チームを編成するための費用です。事業開発ディレクター、事業開発マネージャー、戦略的提携マネージャーを含む人員の採用費が含まれます。

- 弁護士等専門家費用として 2.5 百万米ドル (284 百万円)：仮想通貨による取引に関するコンプライアンスの要件が増すと見込まれる中、法務・コンプライアンス責任者、弁護士及びコンプライアンス・マネージャーを含む人員の採用費を含みます。
- マーケティング費用として 8.6 百万米ドル (977 百万円)：マーケティングの専門家（最高マーケティング責任者、オンライン・マーケティング並びにブランドのマネージャー及び役員を含む）の採用費、また検索エンジン、ソーシャル・ネットワークやバナー広告などの様々なオンライン・マーケティング・チャンネルにおける宣伝広告費が含まれます。
- 運転資金（支払手数料分）として 5.0 百万米ドル (568 百万円)：電子商取引、仮想通貨の購入や仮想通貨を使用した取引といった各種取引・サービスに対して当社の暗号メッセージング及び財布機能を利用するように紹介・導入を行うサービス・マーケティング・パートナー（他の APP 事業者や電子商取引に従事する事業者等を想定しております）への支払手数料です。
- 運転資金（つなぎ融資や保証金等）として 6.0 百万ドル (681 百万円)：ユーザーや仮想通貨交換業者や電子商取引サイトなどのパートナーに対する売掛金を回収するまでの間のつなぎ資金及び保証金として使用する予定です。（例：当社のプラットフォームにサービスを提供・導入する電子商取引パートナーは、当社とパートナー契約を結ぶ際、同社のプラットフォームで当社のユーザーが一定の枠の額（例えば 5 百万米ドルとします。）まで買物ができるようにするために、当社に対して保証金（例えば 3 百万米ドルとします。）を要求することになります。この保証金は以下のような売掛金の保証のために使用されます。例えば、当社のユーザーが電子商取引パートナーから 3,000 米ドル相当の商品・サービスを購入して受領し、そのユーザーは対価として 0.5 ビットコインを当社に支払いをした場合、同コインの支払いを受ける代わりに当社は当該のユーザーの電子商取引パートナーに対する支払いを一時肩代わりすることになり、したがって、電子商取引パートナーは当社に対して 3,000 米ドルを請求することになります（この場合でも当社は 5 百万ドルの枠があり 3,000 米ドル分が使われていても残りの枠分で当社のユーザーはなお取引可能です）。ユーザーから受領した 0.5 ビットコインの回収のために当社は、当該仮想通貨交換業者のパートナーと 0.5 ビットコインを 3,200 米ドルに換金することを予約し、この予約に従い、当社が仮想通貨交換業者から 3,200 米ドルを回収するまで 14 日間かかったとします。この場合、3 百万米ドルの保証金は、売掛金が清算されるまでのつなぎ資金となり、電子商取引パートナーはいつでもこの保証金から 3,000 米ドル分の当社に対する請求額に充当可能です。最終的にビットコインでの売掛金が清算されると、当社は、後日仮想通貨交換業者から、既にユーザーが購入した 3,000 米ドル相当の商品・サービスの対価として 3,200 米ドルを受領することになります。その後当社は 3,000 米ドルを支払い保証金の枠は元の 5 百万米ドル戻ります。

また、健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの事業には、2019 年末までに 15 百万米ドル (1,704 百万円) が必要となると見込んでおり、その内訳は以下のとおりです。



- 研究開発費として 8.7 百万米ドル (988 百万円) : 最高技術責任者、ブロックチェーンの専門家、プロジェクト・マネージャー、データ科学者、人工知能の専門家やソフトウェア・エンジニアを含むソフトウェアの専門家によるソフトウェアの研究及び開発チームを編成するための費用となります。このチームは、保険会社、ヘルスケアサービスの提供者及び政府を含むヘルスケア産業にブロックチェーン技術を適用できるよう研究及び開発並びに上記の健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発を行います。また、顧客や ICO パートナーからの要望に対する解決策の開発及び提供に従事します。このチームは、開発パートナーとの契約による人員、同プロジェクトにかかる内部の人員や新たな採用により構成される予定です。健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの最初のバージョンの完成時期の目標は、8 ヶ月で (2019 年 6 月頃) です。最初のバージョンが完成した時点で顧客らに向けてサービス提供を開始し、顧客らの受託・利用が開始すれば売上が発生する予定です。ただし、最初のバージョンのリリース後も、顧客らからの要望やヘルス・ブロックチェーンにかかる業界における技術開発に基づいて、その後も研究開発は常に発生することになります。また、これらは新たな機能または既存の機能の強化となります。
- オペレーション費用として 1.7 百万米ドル (193 百万円) : 専門家 (最高経営責任者、最高執行責任者、人事役員・マネージャー並びに総務及びファイナンスのマネージャーを含む) の採用費、並びにオフィスの改築費、賃料などその他のオペレーションにかかる費用が含まれます。
- 事業開発費として 1.0 百万米ドル (114 百万円) : ユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーンの広報、パートナーとの連携、商品を市場での普及拡大のための技術及び事業の双方における戦略的提携に従事する、事業開発ディレクター、事業開発マネージャー、戦略的提携マネージャーを含む人員の採用費が含まれます。
- マーケティング費用として 0.6 百万米ドル (68 百万円) : 最高マーケティング責任者、セールス並びにマーケティングのマネージャー及び役員の採用費が含まれます。
- 運転資金として 3.0 百万米ドル (341 百万円) を見込んでおります。ICO プロジェクトのサポートの対価として受領したコインに価値が付くまでにある程度の時間を要するため、当該コインを換金するまでの間のつなぎ資金として運転資金 3.0 百万米ドル (341 百万円) を予定しております。

上記の各項目の費用に関しては、当社の株価の動向によって本第三者割当増資で調達する資金で全額賄えない場合には、それぞれの新規事業の立ち上げに主に必要になる、各研究開発費、各オペレーション費用及び弁護士等専門家費用 (合計で 19.7 百万米ドル (2,237 百万円)) を本第三者割当増資で調達する資金で賄い、主にこれらにより事業化の目途が立った後の費用である、事業開発費、マーケティング費用及び運転資金に関しては新しい提携パートナー等から別途資金調達をすることにより調達することを想定しています。

それぞれの資金に関するそれぞれの支出予定時期は以下の通りとなります。なお、両事業は並行して開発・商業化をすすめますが、以下で、それぞれ事業別に研究開発費、オペレーション費用、事業開発費、弁護士等専門家費用、マーケティング費用及び運転資金を記載します。



a. 暗号メッセージャー及び財布機能

	具体的な用途	金額 (百万円 (百万米ドル))	支出予定時期
①	研究開発費	511 (4.5)	2018年10月から2019年12月
②	オペレーション	261 (2.3)	2018年10月から2019年12月
③	事業開発	125 (1.1)	2018年10月から2019年12月
④	弁護士等専門家費用	284 (2.5)	2018年10月から2019年12月
⑤	マーケティング費用	977 (8.6)	2018年10月から2019年12月
⑥	運転資金	1,249 (11.0)	2019年1月から2019年12月
	合計	3,407 (30.0)	

b. 健康医療分野エコシステム運営ソフトウェア

	具体的な用途	金額 (百万円 (百万米ドル))	支出予定時期
①	研究開発費	988 (8.7)	2018年10月から2019年12月
②	オペレーション	193 (1.7)	2018年10月から2019年12月
③	事業開発	114 (1.0)	2018年10月から2019年12月
④	マーケティング費用	68 (0.6)	2018年10月から2019年12月
⑤	運転資金	341 (3.0)	2019年1月から2019年12月
	合計	1,704 (15.0)	

※調達資金を実際に支出するまでは、当社名義の銀行口座にて管理いたします。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、「4. (1) 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」に記載のとおりです。本新株予約権では本件買取契約におけるコミットメント条項（前記3「資金調達の方法の概要と選択理由」をご参照ください。）により当社の資金需要に応じた払い込みがされることが保障されており当社の上記資金需要時期に沿った払い込みが予定されるものの、一方で保有者が自らの判断で随時行使することができるため、その場合には当社の資金需要時期より前に払い込みがされる可能性もあります。従いまして、上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額及び用途については、行使による金銭の払込が実際になされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、当社が希望するような規模での資金調達が結果としてできなかった場合には、まずは、割当予定先との間で追加の資金調達について協議することも検討しておりますが、この点について現時点で割当予定先との間で特段の協議や合意等の事実はなく、そのためその他の資金調達の機会についても引き続き模索していく所存です。なお、双方の事業を共に開発するための十分な資金を調達できなかった場合、暗号メッセージャー及び財布機能の開発を優先する予定です。もし、今後の当社の株価の動向により、暗号メッセージャー及び財布機能の開発に関する資金としても十分な額が調達できない場合には、当社としては当該不足分を補うために別途の資金調達あるいは状況によっては同事業の開発に関して別途の選択肢（第三者との提携による共同開発を含む）の可能性を検討することになります。

5. 資金用途の合理性に関する考え方

上記のとおり当社は、暗号メッセージャー及び財布機能の事業には、2019年末までに30百万米ドル（3,407百万円）また健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの事業には、2019年末までに15百万米ドル（1,704百万円）が必要となると見込んでおります。なお、本新株予約権の権利行使による調達資金につきましても、新株予約権という性質上、原則として新株予約権の割当てを受けた者の判断にも委ねられるため、現時点で金額及び時期を確定的に資金計画に織り込み支出予定を確定することは困難ではありますが、暗号



メッセージング及び財布機能及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの各事業の進捗状況などを勘案しながら、それぞれの開発に調達資金を充当する予定です。暗号メッセージング及び財布機能サービスは昨今の個人のセキュリティおよびプライバシーに対する意識及びニーズの高まりに応じたサービスであり、健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアサービスは、今後 ICO の増加が見込まれる中でその利用がますます増加すると見込まれる個人や企業等の間での情報の共有及び利用のプラットフォームに向けたサービスであり、いずれも、「2. 募集の目的及び理由 (1) 暗号メッセージング及び財布機能と健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの開発」記載の通り、他者が発行する仮想通貨の利用あるいは他者による ICO において不可欠なプラットフォーム及びサービスとしての機能を有しているため、こうした ICO あるいは仮想通貨の発行を実施する事業者向けに今後多くの事業機会が見込まれるところ、これらの事業開発のために本新株予約権による調達資金を使用することは当社の企業価値に資するものであると考えております。

なお、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額 ④差引手取概算額」に記載の額（本新株予約権が当初行使価額の 187 円で全て行使された場合）は、2019 年末までに必要としている資金を下回っておりますが、今後、当社が希望するような規模での資金調達が結果としてできなかった場合には、まずは、割当予定先との間で追加の資金調達について協議することも検討しておりますが、この点について現時点で割当予定先との間で特段の協議や合意等の事実はなく、そのためその他の資金調達の機会についても引き続き模索していく所存です。追加の資金調達が必要になるかどうかに関しては、当社の株価の動向や本新株予約権の行使状況に応じて判断することになりますが、暗号メッセージング及び財布機能及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの最初のバージョンのリリース（上記のとおりそれぞれ本日より約 6 か月及び約 8 か月を予定しています。）までに不足するようであれば、当該各時点において追加の資金調達を実施する必要が出てくるものと考えております。新規事業の開発に必要な資金が本第三者割当て調達する資金だけでは足りなくなった場合において、新たに追加で資金調達を行うことになった際あるいは逆に資金調達の見込みがなくなった際のいずれの場合においても別途開示いたします。なお、本第三者割当てにより十分は資金を調達できず、また金融機関、投資家やその他からの資金調達もできず、その結果、2 つの事業を遂行する資金が無くなってしまった場合には、当社は一時的にまず暗号メッセージング及び財布機能の事業を、さらにそれでも資金が不足する場合には次に及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの事業をそれぞれ停止し、当社グループのライセンス事業において知的財産権のサブライセンスを行う、または第三者に当社グループのブロックチェーン技術、ヘルスケア・データやエコシステムに関する専門知識を提供することにより収益を上げることに努める予定です。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付買取契約に定められた諸条件を考慮したシリーズ 1 新株予約権及びシリーズ 2 新株予約権の各発行価額の評価を独立第三者である算定機関 (RHL Appraisal) に依頼しました。当該評価においては、新株予約権の公正価値は、まず原資産となる発行会社株式の価格 (株価) の確率過程を規定し、そこから想定される株価分布を元に新株予約権の権利行使により発生するペイオフ (金額と時期) の期待値を求めることで算出できるとしたうえで、新株予約権の公正価値算定には、発行会社及び割当先の行動を織り込みペイオフの経路を分析する必要があるため、数値計算手法 (モンテカルロ・シミュレーション法) により解を導いたとしています。具体的には、発行要項並びに当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性 (ボラティリティ) 等の市場データを踏まえたうえで、当社に付されたコール・オプション及び行使拒否権並びに行使指図権等の発動方針、割当予定先の特約条項の発動方針及び割当



予定先の株式保有方針等について、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、発行時の払込金額による株主資本の流入、新株予約権の権利行使に際して発行される新株による既存株式の希薄化をそれぞれ考慮したうえで評価を実施し、シリーズ1新株予約権及びシリーズ2新株予約権の各発行価額をそれぞれ3円及び1円と算出しております。

また、割当予定先は、当社の株式の流動性を考慮しながら、自らの判断により随時権利行使及び株式売却を行うものと理解しておりますが、評価上は、割当予定先の過去の同様な新株予約権における取り組みを分析した結果を基にした当社株式の売買出来高及び超過行使を目安にしております。行使して得た株式は、日々売却されていく前提で評価されており、当該前提については、将来の売買出来高は過去の売買出来高と同じであると仮定したうえで、現在の流動性が将来においても継続するという前提を採用することで不合理ではないと、当社及び割当予定先と検討を重ね判断いたしました。なお、予想される出来高及び株式を保有する制約によっては、全ての行使が終了しない可能性もあります。加えて、割当予定先には一定の条件下で行使可能な当社に対する本新株予約権の買取請求権が付されており、これも前提に評価に織り込んでおります。評価には、本新株予約権の取得が必要と当社の取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができること、並びに当社と割当予定先との間で同意されている様、当社が一定の条件のもとで行使を拒否できる権利を有することも含まれております。また、1回の行使請求で行使される価額は、10,000,000円を下回らず、制限超過行使で許容される行使価額を上回らない価額であるものとしています。これらの主要な前提について、算定機関により評価モデルの中で考慮・採用されたものとして合理的であると考えております。

また、当初行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における普通取引の終値（187円）に決定いたしました。当初行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、当初行使価額の当該直前取引日までの1か月間の終値平均254円に対する乖離率は26%、当該直前取引日までの3か月間の終値平均299円に対する乖離率は37%、当該直前取引日までの6か月間の終値平均363円に対する乖離率は48%となっております。本新株予約権の当初行使価額の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日の終値187円といたしましたのは、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定時期、本新株予約権の行使により発行される株式数及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、新株式及び自己株式の発行に関する日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方に準じて、直近の株価を基準とすることが公正妥当であると判断したことによるものであります。

これにより算定した発行価額については、当社が日本の株式会社であったと仮定しても、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しない水準であると判断しております。

なお、シリーズ1新株予約権及びシリーズ2新株予約権の各発行価額の適法性につきましては、本日開催の取締役会にて取締役3名全員が、特に有利な金額による発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見の基礎となる判断要素として、シリーズ1新株予約権及びシリーズ2新株予約権の各発行価額の算定にあたり算定機関であるRHL Appraisalが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であること、又、シリーズ2新株



予約権の修正後の行使価額も、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に規定する株式の発行の場合についての払込金額の基準に準じ、新株予約権行使日の直前取引日の当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額に修正され、行使価額固定新株予約権の行使価額も取締役会決議の直前取引日の終値を当初行使価額とするため、シリーズ1新株予約権及びシリーズ2新株予約権の各発行価額については適正価額であり、当社の逼迫した財務状態に鑑みると、特に有利な金額による発行ではない旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本日現在の当社の発行済の普通株式及び優先株式の総数に係る議決権の総数は2018年10月5日現在、26,875,814.79個（自己株式等はありません。）で、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式に係る議決権の数は13,000,000個（発行予定株式数は13,000,000株）であり、希薄化率は最大48.37%となります。このように、希薄化率は決して低いとはいえません。一方で、暗号メッセージャー及び財布機能及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアの各事業の開発は、上記「2 募集の目的及び理由」で記載の通り今後の10年における成長を確実なものとし、当社の企業価値を高める上で不可欠であると考えています。これらの事業の開発に要する資金の見込みは前記4「調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載の通りですが、同額を本新株予約権の発行で調達する場合には13,000,000個の発行が必要です。従いまして、本新株予約権の発行による希薄化率は高いものの、その発行が当社の企業価値増大に不可欠な資金調達であること、臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただいていることを踏まえれば、合理的であると考えております。

別紙発行要項第14項(1)に記載のとおり、本新株予約権には当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、株価が取締役会の発行決議時と比較して著しく上昇した場合は、本コール・オプションを行使して本新株予約権を取得した上、当社にとってより有利な条件による資金調達を行う予定であります。当社が別の資金調達のためにコール・オプションを行使する際には別途開示いたします。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 所 在 地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
(3) 代表者の役職・氏名	会長 P.H. ワーン (P.H. Warne) CEO M.J. リームスト (M.J. Reemst)
(4) 事 業 内 容	商業銀行
(5) 資 本 金	9,821 百万オーストラリアドル (801,983 百万円) (平成30年3月31日現在)
(6) 設 立 年 月 日	1983年4月26日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 589,276,303 株 (平成30年3月31日現在)
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	14,469 人 (マッコーリー・グループ) (平成30年3月31日現在)
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	—
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd : 100%
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との



	間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 28 年(2016 年) 3 月末	平成 29 年(2017 年) 3 月末	平成 30 年(2018 年) 3 月末
連 結 純 資 産	1,096,238 百万円	1,080,554 百万円	1,069,991 百万円
連 結 総 資 産	15,663,776 百万円	14,373,135 百万円	14,144,982 百万円
1 株 当 た り 連 結 純 資 産 (円)	1,860.41	1,833.70	1,815.77
連 結 純 収 益	486,709 百万円	499,675 百万円	503,271 百万円
連 結 営 業 利 益	149,730 百万円	148,761 百万円	175,814 百万円
連 結 当 期 純 利 益	180,694 百万円	105,068 百万円	129,268 百万円
1 株 当 た り 連 結 当 期 純 利 益 (円)	316.63	178.30	219.37
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	261.12	173.20	211.61

(注) 上記表の各円換算額については、各決算日におけるオーストラリア・ドルに対する日本円の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場(仲値)で換算し記載しております(2016年3月31日:1オーストラリア・ドル=86.25円、2017年3月31日:1オーストラリア・ドル=85.84円、2018年3月30日:1オーストラリア・ドル=81.66円)。

(2) 割当予定先を選定した理由

「資金調達方法の概要及び選択理由の(2)資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、当社グループは、当社グループの資産等(具体的には生体に関する情報(例えば、心拍変動率)を収集して可視化する情報処理システムに関するもの、並びにこのような情報システムにおいて用いられるデータベースの構築方法及びデータベースに関する二つの特許にかかるライセンス等の知的財産権やフィットネス関連の当社商品を通じて獲得した専門知識、データ及びプログラム等)を活かした、暗号メッセージ及び財布機能サービス及び健康医療分野エコシステム運営ソフトウェアのサービスを、当社グループの今後の中核事業の1つとして位置付け、これらの事業の開発・実施を当社グループの事業計画上の最重要目標としております。これらの新事業の商業化にあたっては、関連技術開発の資金調達に加えて、事業化を効率的かつスピーディに実施するためにもノウハウを有するパートナーと協力することが有用です。そのために資本業務提携の途を検討し、Wowooをその候補先として選びましたが、株主の皆様へWowooとの間の資本業務提携をご承認いただけなかったため、パートナー選定は将来必要に応じて行うこととし、関連技術開発の資金調達を確保することとしました。この資金調達にあたっては、将来におけるこれらの事業分野でのパートナー選定に対して当社の自由度を確保する上では、当社グループの事業内容・方針には干渉しない金融機関を選定することが当社グループの利益に資すると考えた次第です。

当社が資金調達先としての金融機関の中からマッコーリー・バンク・リミテッドを選んだ理由は、当社グループの財政状態に鑑み銀行等の金融機関からの借入による資金調達が難しいこと、同社は同種の



投資案件の経験が豊富であること、並びに、同社との間で 2013 年 12 月及び 2015 年 8 月に第三者割当による新株予約権の発行を実施しているので当社グループの事業内容に関する一定の理解を有しており、同社との間であれば資金調達交渉や実行が比較的スムーズに進められると考えたこと、そして、上記の通り同社に対して 2013 年 12 月及び 2015 年 8 月に第三者割当によって発行した新株予約権に関してはそのほとんどが行使され当社の資金調達の目的が実際に果たされた実績があるためです。

(3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する契約はありませんが、本新株予約権のコミットメント条項付買取契約において、本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要とされています。また、譲渡が行われた場合、譲受人は本新株予約権のコミットメント条項付買取契約に定める一切の権利義務を承継する旨が定められます。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、適時適切に売却する予定です。

上記 1. (8) に記載のとおり、当社と割当予定先は、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える部分に係る転換又は行使（「制限超過行使」）を制限するよう措置を講じます。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等について、コミットメント条項付買取契約で合意します。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近 3 年間の経営成績および財政状態について 2016 年 3 月期から 2018 年 3 月期の ANNUAL REPORT（貸借対照表の預金残高）を確認しており、払込みに要する財産の存在について、本日現在、確実なものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社および当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、又その予定もありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先の株式を 100%所有するマッコーリー B.H. Pty Ltd の親会社であるマッコーリーグループ・リミテッド（以下、「マッコーリーグループ」といいます。）は、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けております。又、マッコーリーグループは、英国



の金融執行機構 FCA (Financial Conduct Authority) の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコーリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について、当社は担当者との面談によるヒアリング及び APRA ホームページ、マッコーリー・バンク・リミテッドの年次報告書等で確認しており、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。なお、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が、反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

8. 募集後の大株主及び持株比率

(2018年7月31日現在)

	氏名又は名称	住所	株式の種類	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
1	NOAH ARK TECHNOLOGIES LIMITED	Central, Hong Kong	普通株式	3,999,900	14.88%
2	LAI MAN KON	Causeway Bay, Hong Kong	普通株式	1,093,333	4.07%
3	SGP イタケチ	東京都中央区	普通株式	947,062	3.52%
4	ESTHER MO PEI PEI	Summer Place, Singapore	普通株式及び優先株式	825,000	3.07%
5	ONE HEART INTERNATIONAL LIMITED	Tortola, British Virgin Islands	普通株式	804,488	2.99%
6	BANK JULIUS BAER AND CO., SGP CLIENTS (ｼﾞｭﾘｳｽﾞ ﾍﾞﾙｸﾞ ﾍﾞﾝｸ)	東京都中央区	普通株式	630,281	2.35%
7	LIE WAN CHIE	Greenwood Avenue, Singapore	普通株式	600,000	2.29%
8	SCBHK SUN HUNG KAI INV SERV LTD-CLT (ｼﾝｸﾞ ﾍﾞﾙｸﾞ ﾍﾞﾝｸ)	東京都中央区	普通株式	574,908	2.14%
9	KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	東京都中央区	普通株式	537,000	2.00%
10	CBHK-CATHAY SECURITIES CO	東京都新宿区	普通株式	376,740	1.40%
	合計			10,388,712	38.65%

(注) (i) 2018年7月31日現在の当社の発行済株式総数 26,875,814.79 に対する割合です。

(ii) 当社の発行済株式総数は 2018年7月31日現在、26,875,814.79 株であるため、仮に全部の本新株予約権を行使した場合、割当予定先の持株比率は 32.60% となります。

(iii) 当社は、当社株主名簿の記載並びに大量保有報告書及び変更報告書により、2018年9月28日現在、Noah、LAI MAN KON 氏、ESTHER MO PEI PEI 氏及び LIE WAN CHIE 氏の当社株式の保有比率は 5% 未満であると理解しております。

9. 今後の見通し



今般の第三者割当の方法による本新株予約権の募集は、当社の資本金を増加させ、純資産を増強することで財政状態を改善するものですが、現時点では 2018 年 12 月期の連結業績に与える影響は軽微である見込みであり、重要な影響がある場合はお知らせいたします。

10. 企業行動規範上の手続き

企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希薄化率が約 48.37%となり 25%以上となることから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要します。そこで、当社は既存株主に影響が生じることに鑑みて、本件第三者割当における必要性及び相当性に関する客観的視点からの意見の入手するため、一般株主保護のために経営者から一定程度独立した者として金川国際法律事務所（同事務所所属の弁護士金川創氏、弁護士小林信介氏及び弁護士風早孝紀氏。以下同じとします。）に対して、本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する意見の表明を依頼いたしました。

当社は、金川国際法律事務所に対して、本件第三者割当について、その目的及び理由、資金調達額・使途及び支出予定時期、資金使途の合理性、他の資金調達方法の可能性及びそれとの比較、発行条件の合理性、割当先の選定理由、既存株主に対する影響、業績に与える影響、その他必要事項を説明し、また金川国際法律事務所からの質問に対し詳細な回答を行いました。そこで金川国際法律事務所からは本日付で当社の取締役会に対して、下記内容を記載した意見書が提出されております。その中では、当社が企業価値増大に必要な新規事業のために資金を必要としており、そのために資金調達を行う必要性があると考えられる旨が記載されております。また、資金調達的手段として新株予約権の第三者割当という手段を選択したことは相当であると考えられること、割当先についても、割当予定先の投資実績や払込みの確実性等を検討の上で選択しており合理性があると認められること、本新株予約権の発行価額は算定評価機関の評価結果を基礎として決定され発行価額以外の主要な条件についても割当予定先との交渉を通じて決定されたものであるうえ、コミットメント条項により当社が資金調達に対して一定程度のコントロール権を及ぼすことができるものとなっていることから本新株予約権の発行条件は相当と認められること、本件第三者割当による希薄化率は高いものの、当社が企業価値増大に必要な新規事業のために資金を必要としていることに鑑み、当該希薄化についても相当であるといえりとし、本件第三者割当に相当性がある旨が記載されております。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)		2015 年 12 月期	2016 年 12 月期	2017 年 12 月期
連結売上高	千米ドル 百万円	4,878 (554)	7,528 (855)	10,160 (1,154)
連結営業利益／損失(△)	千米ドル 百万円	△3,218 (△365)	△4,245 (△482)	△2,170 (△246)
連結経常利益／損失(△)	千米ドル 百万円	△4,136 (△470)	△2,852 (△324)	△2,454 (△279)
連結当期純利益／損失(△)	千米ドル 百万円	△4,165 (△473)	△3,440 (△391)	1,270 (144)
1 株当たり連結当期純利益／	米ドル	△1.43	△0.39	0.08



(1) 最近3年間の業績 (連結)		2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
損失(△)	円	(△162.41)	(△44.29)	(9.09)
1株当たり配当金	米ドル	-	-	-
	円	-	-	-
1株当たり連結純資産	米ドル	1.37	0.78	0.92
	円	(155.59)	(88.58)	(104.48)

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2018年6月30日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数 (普通株式及び優先株式)	26,875,814.79株	100%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-株	-%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
始 値	607円	192円	163円
高 値	870円	490円	348円
安 値	171円	49円	158円
終 値	187円	166円	179円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場及び第二部におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
始 値	159円	264円	579円	341円	225円	338円
高 値	268円	635円	894円	539円	389円	342円
安 値	155円	260円	322円	224円	192円	219円
終 値	252円	585円	322円	227円	343円	249円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所第二部におけるものであります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2015年10月5日
始 値	263円
高 値	296円
安 値	180円
終 値	187円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所第二部におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況



① 第三者割当による新株式の発行（決議日 2015 年 10 月 28 日）

払 込 期 日	2015 年 12 月 22 日
調 達 予 定 資 金 の 額	85,959 千香港ドル（1,339 百万円（当時参照した為替レートによる））
発 行 価 額	1 株につき 17.5225 香港ドル（273 円（当時参照した為替レートによる））
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	3,231,767.79 株（普通株式及び優先株式）
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	4,905,631 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	8,137,398.79 株（普通株式及び優先株式）
割 当 先 及 び 割 当 株 式 数	Lai Man Kon 氏に 1,208,117 株 One Heart International Limited に 2,666,488 株 Lie Wan Chie 氏に 824,814 株 原野直也氏に 206,212 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	ノート及びローンの現物出資
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	-
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記の当初の資金使途に充当しました。

② 第三者割当による新株式の発行（決議日 2016 年 5 月 24 日）

払 込 期 日	2016 年 5 月 24 日
調 達 予 定 資 金 の 額	2,898 千香港ドル（41,000 千円（当時参照した為替レートによる））
発 行 価 額	1 株につき 5.80 香港ドル（82 円（当時参照した為替レートによる））
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	8,179,158.79 株（普通株式及び優先株式）
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	500,000 株（普通株式）
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	8,679,158.79 株（普通株式及び優先株式）
割 当 先	Lie Wan Chie 氏
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	運転資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2016 年 5 月から 2016 年 8 月ころ
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	運転資金として充当しました。

③ 第三者割当による新株予約権の発行（決議日 2016 年 5 月 24 日）

割 当 日	2016 年 5 月 24 日
発 行 新 株 予 約 権 数	本新株予約権 2,000,000 個
発 行 価 額	新株予約権 1 個につき 0.32 香港ドル（4.48 円（当時参照した為替レートによる））



行使価額	本新株予約権行使価額：82 円（その後 60 円に調整） （本新株予約権の行使の条件） 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の普通取引終値が一度でも 104 円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとします。
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	（合計） 12,223 千香港ドル（172,960 千円（当時参照した為替レートによる）） （内訳） 新株予約権発行による調達額：633 千香港ドル（8,960 千円（当時参照した為替レートによる）） 新株予約権行使による調達額：11,590 千香港ドル（164,000 千円（当時参照した為替レートによる））
割当先	Lie Wan Chie 氏
発行前の発行済株式総数	8,179,158.79 株（普通株式及び優先株式）
当該発行による潜在株式数	2,713,333 株
行使状況	行使済新株予約権数：2,000,000 個
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	162,800 千円
発行時における当初の資金使途	運転資金
発行時における支出予定時期	2016 年 5 月から 2026 年 5 月ころ
現時点における充当状況	運転資金として充当しました。
行使期間	2016 年 5 月 24 日から 2026 年 5 月 23 日まで

④ 第三者割当による新株式の発行（決議日 2016 年 7 月 13 日）

払込期日	2016 年 7 月 13 日
調達予定資金の額	3,310 千香港ドル（43,890 千円（当時参照した為替レートによる））
発行価額	1 株につき 5.81 香港ドル（77 円（当時参照した為替レートによる））
募集時における発行済株式総数	8,679,158.79 株（普通株式及び優先株式）
当該募集による発行株式数	570,000 株（普通株式）
募集後における発行済株式総数	9,249,158.79 株（普通株式及び優先株式）
割当先	Lie Wan Chie 氏
発行時における当初の資金使途	運転資金
発行時における	2016 年 8 月から 2016 年 10 月ころ



支出予定時期	
現時点における 充 当 状 況	運転資金として充当しました。

⑤ 第三者割当による新株予約権の発行（決議日 2016年7月13日）

割 当 日	2016年7月13日
発行新株予約権数	本新株予約権 3,420,000個
発行価額	新株予約権1個につき0.30香港ドル（4.03円（当時参照した為替レートによる））
行使価額	本新株予約権行使価額：77円（その後57円に調整） （本新株予約権の行使の条件） 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の普通取引終値が一度でも98円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとします。
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	（合計） 20,899千香港ドル（277,123千円（当時参照した為替レートによる）） （内訳） 新株予約権発行による調達額：1,039千香港ドル（13,783千円（当時参照した為替レートによる）） 新株予約権行使による調達額：19,860千香港ドル（263,340千円（当時参照した為替レートによる））
割 当 先	Lie Wan Chie 氏
発行前の発行済株式総数	8,679,158.79株（普通株式及び優先株式）
当該発行による 潜在株式数	4,620,000株
行使状況	行使済新株予約権数：3,420,000個
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	263,340千円
発行時における 当初の資金用途	運転資金
発行時における 支出予定時期	2016年10月から2026年7月ころ
現時点における 充 当 状 況	運転資金として充当しました。
行使期間	2016年7月13日から2026年7月12日まで

⑥ 第三者割当による新株式の発行（決議日 2016年11月11日）

払 込 期 日	2016年12月22日
---------	-------------



調達予定資金の額	1,664千香港ドル(22,500千円(当時参照した為替レートによる))
発行価額	1株につき3.33香港ドル(45円)(当時参照した為替レートによる)
募集後における発行済株式総数	9,749,158.79株(普通株式及び優先株式)
発行新株式数	500,000株
募集後における発行済株式総数	9,749,158.79株(普通株式及び優先株式)
割当先	Esther Mo Pei Pei氏
発行時における当初の資金使途	運転資金
発行時における支出予定時期	2016年8月から2016年10月ころ
現時点における充当状況	運転資金として充当しました。

⑦ 第三者割当による新株予約権の発行(決議日2016年11月11日)

割当日	2016年12月22日
発行新株予約権数	8,000,000個
発行価額	1新株予約権につき0.04香港ドル(0.56円(当時参照した為替レートによる))
行使価額	本新株予約権行使価額:45円 (本新株予約権の行使の条件) 本新株予約権の行使期間(割当日から10年間)のうち、2017年1月31日まで保有者は、行使条件なく本新株予約権を行使することができます。2017年2月1日以降の期間については、2017年2月1日から行使期間が終了する日までの間に当社の普通株式の普通取引の株価(*)が一度でも74円以上(取締役会決議日の直前取引日の普通株式の終値の49円の150%の値を小数点以下で切り上げたもの。)となった場合にのみ、残りの本新株予約権を行使することができるものとします。
資金調達の額	(合計) 26,959千香港ドル(364,480千円(当時参照した為替レートによる)) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 331千香港ドル(4,480千円(当時参照した為替レートによる)) 新株予約権が全て行使された場合の調達額: 26,627千香港ドル(360,000千円(当時参照した為替レートによる))
割当先	Esther Mo Pei Pei氏
発行前の発行済株式総数	9,749,158.79株(普通株式及び優先株式)



当該発行による 潜在株式数	8,000,000株
行使状況	行使済新株予約権数：8,000,000個
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	360,000千円
発行時における 当初の資金使途	運転資金
発行時における 支出予定時期	2016年12月から2026年12月ころ
現時点における 充当状況	運転資金として充当しました。
行使期間	2016年12月22日から2026年12月21日まで

12. 発行要項

別添のとおり

(注) 上記の数値は、1米ドル=113.57円及び1香港ドル=14.53円(2018年9月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場(仲値))にて換算しております。

以上



ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、所有する知的財産権及び技術に基づいてヘルスケア・ブロックチェーン・エコシステムの構築を含むブロックチェーン技術に基づくアプリケーションの開発、ウェルネス・サービス、ヘルスケア・ウェアラブル端末のデザイン及び製造、並びに知的財産権のライセンス事業を行っております。また子会社の GINSMS（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV : GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及びサービスを提供しています。当社は香港に事業本部を構えシンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書の情報に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を判断する投資家は、有価証券報告書を含む提出書類を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの要因が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される将来の結果及び業績などとは大きく異なることがあります。

2018年10月10日発行（シリーズ1）

ビート・ホールディングス・リミテッド新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

2018年10月10日発行（シリーズ1）ビート・ホールディングス・リミテッド新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

平成30年10月10日

3. 割当日

平成30年10月10日

4. 払込期日

平成30年10月10日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式6,500,000株（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株とする。）但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項

第(2)号⑤、金融商品取引法又は金融商品の取引に適用されるその他の法律若しくは規則に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

6,500,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金3円（以下「シリーズ1発行価額」という。）

「円」又は「日本円」とは、日本国で通用力を有する通貨を意味する。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に当該本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初187円とする。但し、行使価額は第10項及び第11項に定めるところに従い修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

(1) 本第10項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額に修正される（端数が生じた場合、当該行使価額の切上げ又は切下げは行わない。但し、当該行使価額に新株予約権の行使数を乗じた後に1円未満の端数がある場合は当該端数を切上げる。）。さらに、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。

本発行要項において、「行使日」とは、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。

(2) 行使価額は、当初行使価額である決議日の直前取引日の終値の50%に相当する額である94円（但し、第11項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額（但し、第11項による調整を受ける。）に修正されるものとする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普

通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額/対価}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。なお、調整後の行使価額は、一日のみ適用されるものとし、その後、第10項第(1)号に従い調整される。

① 下記第(4)号②に定める時価の90.1%を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は当社普通株式に転換若しくは交換可能な転換・交換可能証券の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及びデット・エクイティ・スワップ、会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日にこれを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合（当社普通株式の保有者に無償で交付する場合、株式配当又は株式再分割を含む。）

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日にこれを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価の90.1%を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、下記第(4)号②に定める時価の90.1%を下回る払込金額をもって（転換・交換可能証券の対価として）当社普通株式を交付する定めのある転換・交換可能証券又は下記第(4)号②に定める時価の90.1%を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。ただし、発行者又は発行者の子会社の役員、従業員若しくはコンサルタントに発行された新株予約権又はオプションを除く。）を発行又は付与する場合：

調整後の行使価額は、取得請求権付株式若しくは転換・交換可能証券の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。）の全部が当初の条件で行使され、当該権利が全て行使され当社普通株式の最大数が交付されるものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日にこれを適用する。

本第(2)号③は、取得請求権付株式、転換・交換可能証券又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。）が変更され（当初の発行条件に従う場合を除く。）、当該変更後に権利の保有者が下記第(4)号②に定める時価の90.1%を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求することができる場合に準用する。

④当社の発行した取得条項付株式、転換・交換可能証券又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価の90.1%を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日にこれを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日にこれを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、株式内容の変更、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額（下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤、金融商品取引法又は金融商品の取引に適用されるその他の法律若しくは規則に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月10日から平成32年10月9日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、3取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりシリーズ1発行価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 合併事由が生じた場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、3取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりシリーズ1発行価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

「合併事由」とは、(i) 当社の合併（合併により当社存続会社となり、かつ、既発行の当

社普通株式の内容に変更が生じない場合を除く。)、(ii) 当社の株主総会若しくは取締役会の決議により当社が他の法人等の完全子会社となる場合、(iii) 当社の株主総会若しくは取締役会の決議により当社が2以上の法人等に分割され、又は当社の事業の全て若しくは実質的に全てを第三者に譲渡する場合、又は(iv) 当社の株主総会若しくは取締役会の決議により全ての当社普通株式(勧誘者が保有又は支配する当社普通株式を除く。)を第三者に譲渡する買収提案若しくは取消不能な譲渡提案を承認した場合、をいう。

(3) 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が15取引日連続して当初行使価額の20%に相当する額である37円(但し、第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。)を下回った場合、いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、1,000株(但し、第6項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。)を下回った場合、又は東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5連続取引日以上期間にわたって停止された場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して3取引日目の日において、本新株予約権1個あたりシリーズ1発行価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により生じる権利

本新株予約権の行使により付与される当社普通株式は全額払込済みで、法的担保権、担保権、法的負担、先買権その他第三者の権利の負担のないものとし、(i) 当該当社普通株式は行使日に発行されている他の当社普通株式とあらゆる点で同順位であり、(ii) 当該当社普通株式の登録された保有者は行使日以後いかなる点においても当社の普通株式の保有者として取り扱われる。但し、行使日に先立つ基準日に基づき付与される権利又は適用法令により強制的に除外される権利は除く。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。本新株予約権者は、前記の行使請求通知の写しを、当社の顧問又は株券管理機関である、Conyers Trust Company (Cayman) Limitedに送付する。行使請求通知は、当社の顧問又は株券管理機関に到達したか否かにかかわらず、当社が受領した場合に直ちに適切に処理される。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、日本円又は香港ドルの現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする(当該財産の総額は、行使請求における有効な行使価額を行使される新株予約権の個数で乗じ、1円未満の端数を切り上げた金額とする。)(香港ドルで振り込む場合、日本円で表示された出資される財産の価額を、本新株予約権者が行使請求書を交付する日の直前銀行取引日の終値としてブルームバーグに表示される換算レート(該当頁が使用できない場合又は該当換算レートが当該日に表示されない場合は、当社と本新株予約権者との間で合意する、他の頁又は情報サービスベンダーが表示する換算レート、又はその他の方法で決定される換算レートとする。)で、香港ドルに換算する。但し、1香港ドル未満は切り上げる。

「香港ドル」とは、中華人民共和国香港特別行政区政府で通用力を有する通貨を意味する。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生し、同日に行使された本新株予約権の保有者には当該本新株予約権が対象とする当社普通株式が付与され、当社の株主名簿上で当社株主として登録される権利を保有する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結されるコミットメント条項付買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指図権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額をシリーズ1発行価額とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

会社名：ビート・ホールディングス・リミテッド

住所：Suite 2103 Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong

20. 払込取扱場所

会社名：香港上海銀行コーポレーション・リミテッド

住所：China Insurance Group Building, 141 Des Voeux Road Central, Sheung Wan, Hong Kong

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、(i) 本新株予約権の行使の直後に当社普通株式を本新株予約権者に直接発行して、行使請求の効力が生じた日と同日付で当社の株主名簿を改定するか、又は(ii) 本新株予約権の行使の直後にHorsford Nominee Limited（以下「ノミニー」という。）を通じて新たに発行する当社普通株式、若しくは株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）の株式等振替制度によりノミニーを介して当社の口座で保有する当社普通株式を本新株予約権者の指定する口座に振り替えて、香港時間の午前10時までに行使請求が有効となった場合は同日付で、それ以外の場合は翌日付で当社の株主名簿及び／又はノミニーが保有する名簿の改定を行う。ただし、当社、Conyers Trust Company (Cayman) Limited、ノミニー又はJASDECの支配が及ばない技術的な不能又は事由が生じていない場合に限る。

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法を含む証券法に従うことを条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役会により当社取締役会長兼最高経営責任者に一任する。

以上

2018年10月10日発行（シリーズ2）

ビート・ホールディングス・リミテッド新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

2018年10月10日発行（シリーズ2）ビート・ホールディングス・リミテッド新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

平成30年10月10日

3. 割当日

平成30年10月10日

4. 払込期日

平成30年10月10日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式6,500,000株（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株とする。）但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項

第(2)号⑤、金融商品取引法又は金融商品の取引に適用されるその他の法律若しくは規則に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

6,500,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金1円（以下「シリーズ2発行価額」という。）

「円」又は「日本円」とは、日本国で通用力を有する通貨を意味する。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に当該本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初187円とする。但し、行使価額は第10項及び第11項に定めるところに従い修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

(1) (i) 行使価額は、2018年10月10日発行（シリーズ1）ビート・ホールディングス・リミテッド新株予約権（以下「シリーズ1新株予約権」という。）の全てが行使又は当社により買戻される、あるいはその他の理由で存在しなくなった場合、その日（以下「シリーズ1新株予約権全部完了日」という。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値に修正される。

(ii) また、当社は、行使価額を、本段落(ii)に従い修正することができる。すなわち、当社が資金調達が必要であると判断した場合、当社は当社の取締役会決議により行使価額を修正できる。当社が本段落に従い行使価額を修正することを決議した場合、当社は本新株予約権の保有者に通知するものとし、この場合、当該通知日から3取引日目（同日を含む。）以降、本第12項に定める行使期間が終了する日までの期間中、行使価額は、各修正日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額に修正される（端数が生じた場合、当該行使価額の切上げ又は切下げは行わない。但し、当該行使価額に新株予約権の行使数を乗じた後に1円未満の端数がある場合は当該端数を切上げる。）。さらに、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。

本発行要項において、「行使日」とは、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。

(2) 行使価額は、当初行使価額である決議日の直前取引日の終値の50%に相当する額である94円（但し、第11項による調整を受ける。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額（但し、第11項による調整を受ける。）に修正されるものとする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額} \\
 \times \\
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額} \\
 = \\
 \frac{\text{既発行} \\
 \text{株式数} \\
 + \\
 \frac{\text{新発行・処分} \times \text{1株当たりの} \\
 \text{株式数} \quad \text{払込金額/対価}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}
 \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。なお、調整後の行使価額は、一日のみ適用されるものとし、その後、第10項第(1)号に従い調整される。

①下記第(4)号②に定める時価の90.1%を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は当社普通株式に転換若しくは交換可能な転換・交換可能証券の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及びデット・エクイティ・スワップ、会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日にこれを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合（当社普通株式の保有者に無償で交付する場合、株式配当又は株式再分割を含む。）

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日にこれを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価の90.1%を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、下記第(4)号②に定める時価の90.1%を下回る払込金額をもって（転換・交換可能証券の対価として）当社普通株式を交付する定めのある転換・交換可能証券又は下記第(4)号②に定める時価の90.1%を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。ただし、発行者又は発行者の子会社の役員、従業員若しくはコンサルタントに発行された新株予約権又はオプションを除く。）を発行又は付与する場合：

調整後の行使価額は、取得請求権付株式若しくは転換・交換可能証券の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。）の全部が当初の条件で行使され、当該権利が全て行使され当社普通株式の最大数が交付されるものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日にこれを適用する。

本第(2)号③は、取得請求権付株式、転換・交換可能証券又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。）が変更され（当初の発行条件に従う場合を除く。）、当該変更後に権利の保有者が下記第(4)号②に定める時価の90.1%を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求することができる場合に準用する。

④当社の発行した取得条項付株式、転換・交換可能証券又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他権利（転換・交換可能証券を取得することができる権利を含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価の90.1%を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日にこれを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日にこれを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、株式内容の変更、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額（下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤、金融商品取引法又は金融商品の取引に適用されるその他の法律若しくは規則に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

シリーズ1新株御予約権全部完了日から平成32年10月9日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。本新株予約権は、シリーズ1新株予約権が全て行使又は当社により買戻される、あるいはその他の理由により存在しなくなった場合にのみ行使可能となる。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、3取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりシリーズ2発行価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 合併事由が生じた場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とさ

れる場合、3取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりシリーズ2発行価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

「合併事由」とは、(i) 当社の合併（合併により当社存続会社となり、かつ、既発行の当社普通株式の内容に変更が生じない場合を除く。）、(ii) 当社の株主総会若しくは取締役会の決議により当社が他の法人等の完全子会社となる場合、(iii) 当社の株主総会若しくは取締役会の決議により当社が2以上の法人等に分割され、又は当社の事業の全て若しくは実質的に全てを第三者に譲渡する場合、又は(iv) 当社の株主総会若しくは取締役会の決議により全ての当社普通株式（勧誘者が保有又は支配する当社普通株式を除く。）を第三者に譲渡する買収提案若しくは取消不能な譲渡提案を承認した場合、をいう。

(3) 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が15取引日連続して当初行使価額の20%に相当する額である37円（但し、第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。）を下回った場合、いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、1,000株（但し、第6項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）を下回った場合、又は東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5連続取引日以上期間にわたって停止された場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して3取引日目の日において、本新株予約権1個あたりシリーズ2発行価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により生じる権利

本新株予約権の行使により付与される当社普通株式は全額払込済みで、法的担保権、担保権、法的負担、先買権その他第三者の権利の負担のないものとし、(i) 当該当社普通株式は行使日に発行されている他の当社普通株式とあらゆる点で同順位であり、(ii) 当該当社普通株式の登録された保有者は行使日以後いかなる点においても当社の普通株式の保有者として取り扱われる。但し、行使日に先立つ基準日に基づき付与される権利又は適用法令により強制的に除外される権利は除く。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。本新株予約権者は、前記の行使請求通知の写しを、当社の顧問又は株券管理機関である、Conyers Trust Company (Cayman) Limitedに送付する。行使請求通知は、当社の顧問又は株券管理機関に到達したか否かにかかわらず、当社が受領した場合に直ちに適切に処理される。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、日本円又は香港ドルの現金にて第20項に定める

払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする（当該財産の総額は、行使請求における有効な行使価額を行使される新株予約権の個数で乗じ、1円未満の端数を切り上げた金額とする。）（香港ドルで振り込む場合、日本円で表示された出資される財産の価額を、本新株予約権者が行使請求書を交付する日の直前銀行取引日の終値としてブルームバーグに表示される換算レート（該当頁が使用できない場合又は該当換算レートが当該日に表示されない場合は、当社と本新株予約権者との間で合意する、他の頁又は情報サービスベンダーが表示する換算レート、又はその他の方法で決定される換算レートとする。）で、香港ドルに換算する。但し、1香港ドル未満は切り上げる。

「香港ドル」とは、中華人民共和国香港特別行政区政府で通用力を有する通貨を意味する。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生し、同日に行使された本新株予約権の所有者には当該本新株予約権が対象とする当社普通株式が付与され、当社の株主名簿上で当社株主として登録される権利を保有する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結されるコミットメント条項付買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指図権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額をシリーズ2発行価額とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

会社名：ビート・ホールディングス・リミテッド

住所：Suite 2103 Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong

20. 払込取扱場所

会社名：香港上海銀行コーポレーション・リミテッド

住所：China Insurance Group Building, 141 Des Voeux Road Central, Sheung Wan, Hong Kong

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、(i) 本新株予約権の行使の直後に当社普通株式を本新株予約権者に直接発行して、行使請求の効力が生じた日と同日付で当社の株主名簿を改定するか、又は(ii) 本新株予約権の行使の直後にHorsford Nominee Limited（以下「ノミニー」という。）を通じて新たに発行する当社普通株式、若しくは株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）の株式等振替制度によりノミニーを介して当社の口座で保有する当社普通株式を本新株予約権者の指定する口座に振り替えて、香港時間の午前10時までに行使請求が有効となった場合は同日付で、それ以外の場合は翌日付で当社の株主名簿及び／又はノミニーが保有する名簿の改定を行う。ただし、当社、Conyers Trust Company (Cayman) Limited、ノ

ミニー又はJASDECの支配が及ばない技術的な不能又は事由が生じていない場合に限る。

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法を含む証券法に従うことを条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役会により当社取締役会長兼最高経営責任者に一任する。

以上